

耕作放棄地解消支援事業実施要領

令和3年7月20日
産業振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市農業振興関係補助金交付要綱（昭和53年4月1日市長決裁、以下「交付要綱」という。）別表1に定める耕作放棄地解消支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「経基法」という。）の規定に基づく農業経営改善計画もしくは青年等就農計画の認定を受け、又は認定の申請中で認定されることが確実な者であること。
- (2) 第3条に該当する農地を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づく農地中間管理事業、経基法の規定に基づく農業経営基盤強化促進事業又は農地法（昭和27年法律第229号）のいずれかにより、新たに所有権移転又は10年以上の期間で利用権設定した者であること。
- (3) 市税等を滞納していない者であること。

(補助事業の内容)

第3条 補助対象者が、次に掲げる要件を全て満たす農地（以下「補助対象農地」という。）について、障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等により耕作放棄地の状態を解消した場合に、市は事業に係る経費の一部を補助する。

- (1) 市内の農業振興地域内の農地であること。
- (2) 農地法第32条第1項第1号に該当する農地又はそれと同等であると市長が認める農地であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が前条に規定する事業に要する経費とし、消費税および地方消費税相当額は含まないものとする。ただし、購入又は工事委託の契約が発生する経費については、市内に本店、営業所等を有する事業者から購入又は工事委託を行った場合に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち千円未満を切捨てた額又は次に掲げる単価に事業を実施する面積を乗じて得た額のうち、いずれか低い額とする。

(1) 重機（ブルドーザー、バックホウ等をいう。以下同じ。）を使用する場合 10アール当たり10万円

(2) 重機を使用しない場合 10アール当たり5万円

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助申請に当たり、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 市税の滞納のない証明書

(2) 解消に要する経費の見積書の写し

(3) 農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書の写し

(4) 第2条第2号に該当することが確認できる書類

(5) 定款の写し（法人の場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付手続は、交付要綱に定めるところによる。ただし、要綱第5条第2号のアについては、事業に要する経費の30%を超えない軽微な変更を除く。

(事業の推進)

第7条 市は、補助対象者に対し、事業の適正かつ円滑な推進が図られるよう、必要な指導および助言を行うものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象者は、事業に着手したときは、次に掲げる書類を添えて着手報告書を市長に届出なければならない。

(1) 施工前の補助対象農地の写真

(2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業の完了)

第9条 補助対象者は、事業を完了したときは、次に掲げる書類を添えて完了報告書を市長に届出なければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 施工中および完了後の補助対象農地の写真（重機を使用する場合は重機を使用していることが分かる写真）

(3) 作業日誌

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第10条 補助対象者は、市長が実績の報告を求めた場合には、補助対象農

地における耕作実績について報告しなければならない。

(その他)

第11条 補助対象者は、事業完了後10年以内に自然災害その他やむを得ない理由により耕作を中止する場合は、事前に市と協議しなければならない。

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月20日から施行する。